

川辺町教育委員会 いじめ防止基本方針案

平成26年4月1日 策定

<基本的な考え方>

川辺町では、「いじめは、人間として絶対に許されない」・「いじめは、どの子にも起こり得る」・「いじめは、見ようと思ってみないと見つけにくい」という認識でいじめ防止等に当たる。

参考 いじめ対策推進基本法第2条から

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<めざす子どもの姿>

互いの違いを理解し、良さを認め合って、共に伸びる子ども

<具体的な取組>

①未然防止のための取組

- 魅力ある学校づくり
・「わかった、できた」といった達成感を味わえる指導を充実する。
- 人権を大切にす指導
・差別や偏見を許さない指導を徹底する。
- ・町が主催する子どもサミットへの参加する等、人権感覚を養う場を活用する。
- 全教育活動を通した指導
・自己存在感を与えるように工夫する。
- インターネット対策の推進
・スマートフォンや通信型ゲーム機の取扱いに関する指導を徹底する。

②早期発見・早期対応の取組

- Q-U検査やアンケート調査等の実施及び活用
・子ども達の困り事やわずかな変化の把握に努める。
- 教育相談の充実
・教職員は、受容的かつ共感的な態度で進める。
- 研修の充実
・一人一人の職員が未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を工夫する。
- 保護者との連携
・家庭や学校での子どもの姿を日常的に交流し、連携を深める。
- 関係機関等との連携
・日頃からネットワークを大切にする

③組織や年間計画の充実

- 「いじめ防止・対策委員会」を設置し、その機能を充実させる。
- 早期発見・早期対応のための年間計画を作成し、全校体制で進める。

参考「いじめ対策推進基本法22条」

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

<問題発生時の対応>

初期対応

- ①いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ②管理職等への報告と対応方針の決定
- ③事実関係の把握
- ④いじめを受けた側の児童生徒のケア
- ⑤いじめた側の児童生徒への指導
- ⑥保護者への報告と今後の指導方針の明確化
- ⑦関係機関等との連携
- ⑧経過の見守りと継続的な支援

重大事態の場合の対応

- ①学校から教育委員会への速やかな報告
- ②教育委員会の指導の下、事実関係を調査把握、場合によっては第三者委員会の設置
- ③調査結果を町長へ報告
- ④事実関係を該当の児童生徒及び保護者に対して適切な情報提供
- ⑤児童生徒の生命等に被害が生じる恐れがある時は、直ちに所轄警察署へ連絡